



2026年2月24日

各 位

会社名 ザ・パック株式会社
代表者名 代表取締役社長 仲 村 直 樹
(コード番号 3950、東証プライム市場)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 下 村 郁 夫
電話番号 (06) 4967-1221

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬内容の改定に関するお知らせ

当社は、2026年2月24日開催の取締役会において、役員報酬の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定について、2026年3月26日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の理由

本制度は、2020年3月26日開催の第68期定時株主総会において、「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し本制度を導入しております。

今般、当社取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、かつ株価上昇および企業価値上昇への貢献意欲をさらに高める目的で、本制度の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の年額および本制度により発行または処分される当社普通株式の総数、そして付与対象者に社外取締役も含むことへ変更することとします。

2. 改定の内容

改定の内容は以下のとおりです。なお、以下の改定内容以外に、従来の本制度の内容に変更はありません。

(1) 本制度に係る金銭報酬債権の上限

現行	改定後
年額 30 百万円以内	年額 100 百万円以内

(2) 本制度に係る株式総数の上限

現行	改定後
規定なし	年8万株以内

(3) 本制度に係る付与対象者

現行	改定後
取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を含む）

以上

(参考) 現行の譲渡制限付株式報酬の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から25年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限」という。）

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、または使用人その他これに準ずる地位を退任または退職した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、または使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

その他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。